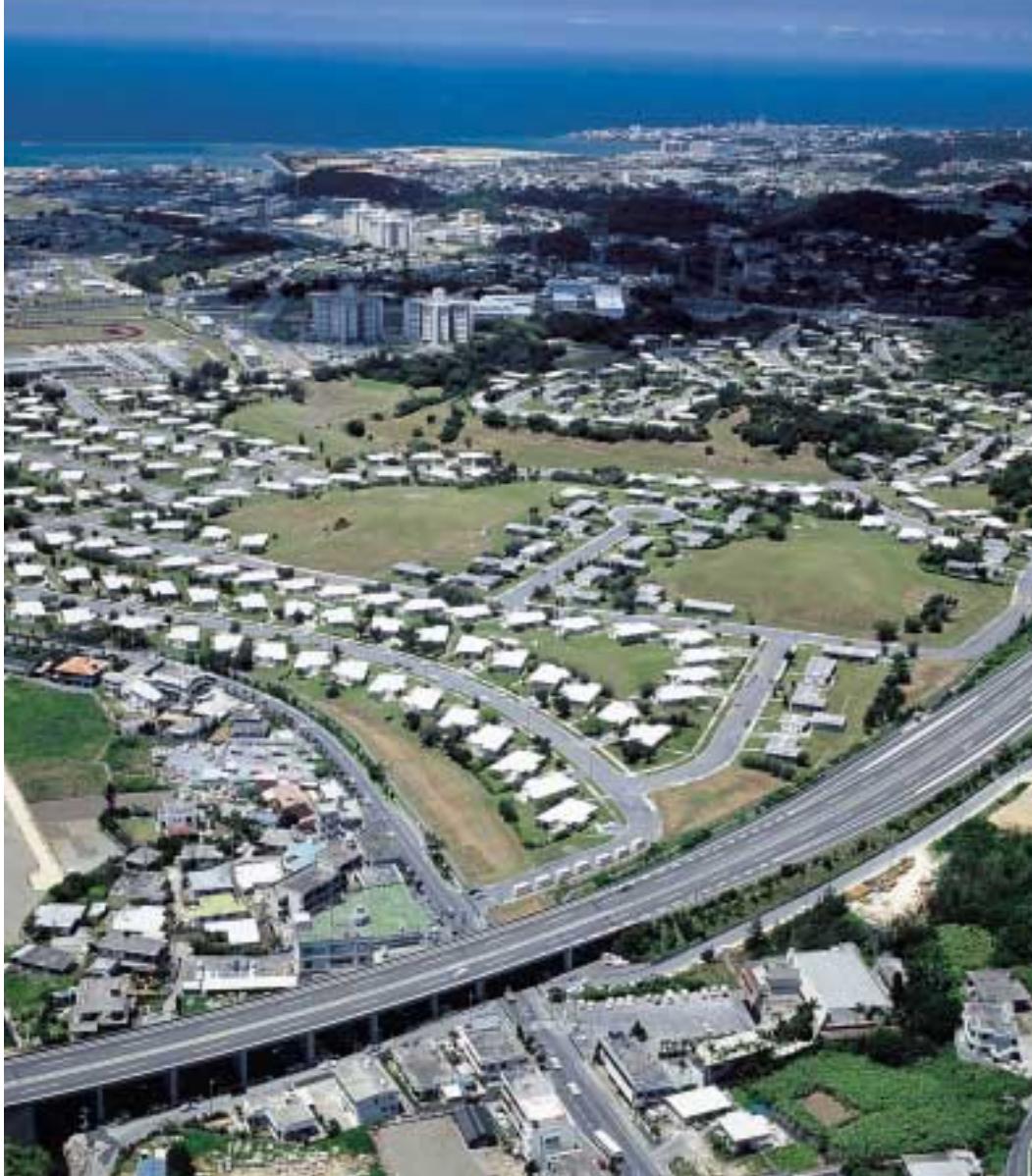


返還跡地利用の 具体的な取組

II 沖縄総合事務局の取組を中心に



喜舎場ハウジング地区(北中城村)



大きな制約となっているほか、沖縄県の社会・経済・県民生活に様々な影響を与えています。このため、従来から米軍施設・区域をできるだけ早期に整理・統合・縮小するための努力が図られており、平成八年十一月には、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)において、普天間飛行場を含む十一施設・区域の全部又は一部の返還が合意されました。合意された内容のうち、安波訓練場の返還、県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の本土移転等が既に実施されています。また普天間飛行場に関しては、平成十一年十一月の県知事の移設候補地の表明及び翌十二月の名護市長の代替施設に係る受入の表明が相次いでなされ、これを受けた政府では平成十一年十一月二十八日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決しました。同方針では、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等に関する

区域は、土地利用上大きな制約となっているほか、沖縄県の社会・経済・県民生活に様々な影響を与えています。このため、従来から米軍施設・区域をできるだけ早期に整理・統合・縮小するための努力が図られており、平成八年十一月には、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)において、普天間飛行場を含む十一施設・区域の全部又は一部の返還が合意されました。合意された内容のうち、安波訓練場の返還、県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の本土移転等が既に実施されています。また普天間飛行場に関しては、平成十一年十一月の県知事の移設候補地の表明及び翌十二月の名護市長の代替施設に係る受入の表明が相次いでなされ、これを受けた政府では平成十一年十一月二十八日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決しました。同方針では、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等に関する

区域は、土地利用上大きな制約となっているほか、沖縄県の社会・経済・県民生活に様々な影響を与えています。このため、従来から米軍施設・区域をできるだけ早期に整理・統合・縮小するための努力が図られており、平成八年十一月には、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)において、普天間飛行場を含む十一施設・区域の全部又は一部の返還が合意されました。合意された内容のうち、安波訓練場の返還、県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の本土移転等が既に実施されています。また普天間飛行場に関しては、平成十一年十一月の県知事の移設候補地の表明及び翌十二月の名護市長の代替施設に係る受入の表明が相次いでなされ、これを受けた政府では平成十一年十一月二十八日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決しました。同方針では、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等に関する

区域は、土地利用上大きな制約となっているほか、沖縄県の社会・経済・県民生活に様々な影響を与えています。このため、従来から米軍施設・区域をできるだけ早期に整理・統合・縮小するための努力が図られており、平成八年十一月には、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)において、普天間飛行場を含む十一施設・区域の全部又は一部の返還が合意されました。合意された内容のうち、安波訓練場の返還、県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の本土移転等が既に実施されています。また普天間飛行場に関しては、平成十一年十一月の県知事の移設候補地の表明及び翌十二月の名護市長の代替施設に係る受入の表明が相次いでなされ、これを受けた政府では平成十一年十一月二十八日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決しました。同方針では、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等に関する

基本的な方針が定められ、現在、同方針の実現に向けて各省庁等で積極的に取り組んでいます。

駐留軍用地跡地の有効利用を図ることは、第三次沖縄振興開発計画後期展望にも明記されている(後述)ように、これから沖縄の振興開発を進めるに当たって重要な課題であり、地権者や地元自治体、地域住民にとって発展可能性が大きな地域になるよう、それぞれの関係者の創意工夫が求められています。またその創意工夫に対する国、県の一層の支援も求められていると言えます。

今回は、沖縄県における米軍施設、区域の現状、沖縄総合事務局の跡地利用への具体的な取組等を紹介します。



軍用地跡地利用フォーラム(北中城村)

返還跡地利用の具体的取組

= 沖縄総合事務局の取組を中心に =

④ 平成八年十一月のSACO最終報告では、普天間飛行場を含む施設・区域の全部又は一部の返還が合意されており、これが実現すれば、沖縄県における米軍施設・区域の約二十一%、約五千haが縮小することになります。これら返還される土地は、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約四千三百haを上回ることになります。

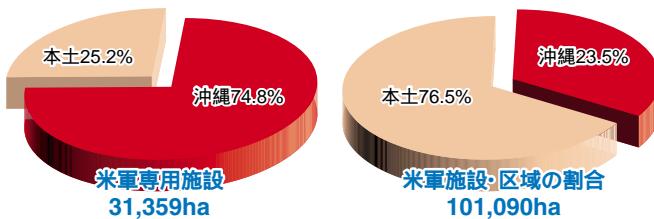
③ 沖縄県においては、国有地以外の公・民有地の割合が約六十六%と高いこと(本土は約十三%)が特色としてあげられます。

② 復帰後、米軍施設・区域は減少傾向にあるとは言え、依然として在日米軍専用施設・区域の約七十五%が沖縄県に集中しています。

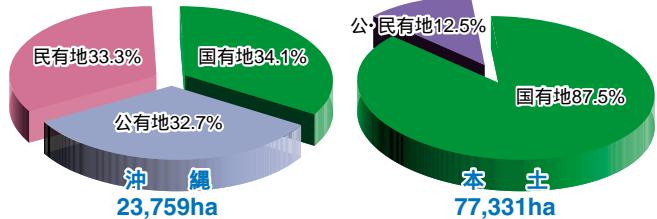
① 米軍施設・区域は県土面積の十五%、沖縄本島に限つてみると十八・九%と高密度の状況にあり、土地利用上大きな制約にならるほか、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

沖縄における米軍施設・区域の現状

米軍施設・区域の全国比較



米軍施設・区域の公・民有地の割合



米軍施設・区域の全国比較(平成11年3月末現在)

単位:ha、%

	全 国	沖 縄	本 土	
米軍専用施設	31,359	100.0%	23,452	74.8%
一時使用施設	69,731	100.0%	307	0.4%
計	101,090	100.0%	23,759	23.5%

米軍施設・区域の公有地の割合(平成11年3月末現在 単位:ha、%)

	國 有 地		公 有 地		民 有 地		計	
	面 積	割 合	面 積	割 合	面 積	割 合	面 積	割 合
沖 縄	8,097	34.1	7,760	32.7	7,902	33.3	23,759	100.0
本 土	67,638	87.5	(民有地に含まれる。)	9,693	12.5	77,331	100.0	

SACO最終報告で返還合意された施設・区域

施設・区域名	返還時期(目途)	返還概要	返還合意面積(ha)	返還条件等
普天間飛行場	5 ~ 7年以内	全部	481	今後5~7年以内に、十分な代替施設が完成した後に返還する。
北部訓練場	平成14年度末	過半	3,987 共同使用解除 159 【追加提供 38】	北部訓練場の残余の部分から海への出入りを確保するため、平成9年度末までを目途に、土地及び水域を提供する。 ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から残余の部分に移設する。
安波訓練場	平成9年度末 (平成10年12月22日返還済)	全部	480	北部訓練場から海への出入りのための土地及び水域が提供された後に返還する。
ギンバル訓練場	平成9年度末	全部	60	施設は、県内の他の米軍施設・区域に移設する。
楚辺通信所	平成12年度末	全部	53	アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に返還する。
読谷補助飛行場	平成12年度末	全部	191	パラシュート降下訓練が伊江島に移転され、楚辺通信所が移設された後に返還する。
キャンプ桑江	平成19年度末	大部分	99	海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設が、キャンプ瑞慶覧又は沖縄県内の他の米軍施設及び区域に移設された後に返還する。 米軍住宅地区を統合し、土地の一部を返還する。
瀬名波通信施設	平成12年度末	ほぼ全部	61	アンテナ施設及び関連支援施設がトライ通信所に移設された後に返還する。 マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ha)は保持される。
牧港補給地区	国道58号拡幅時	一部	3	国道58号に隣接する土地を返還する。
那霸港湾施設	浦添埠頭地区に移設後	全部	57 【追加提供 35】	浦添埠頭地区への移設と関連して、返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。
キャンプ瑞慶覧	平成19年度末	一部 (住宅統合)	83	米軍住宅地区を統合し、土地の一部を返還する。

SACO最終報告が全て実現すれば、沖縄の米軍施設・区域は、5,002ha縮小する。



第三次沖縄振興開発計画等における跡地利用取組の位置付け

沖縄の振興開発を進める際の具体的な指針となる、第三次沖縄振興開発計画及びそのつォローラップである第三次沖縄振興開発計画後期展望においては、跡地利用の取組に関する基本的な考え方を次のように明記しています。

① 第三次沖縄振興開発計画

「米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小する。また返還される米軍施設・区域に関しては、地元の跡地利用に関する計画も考慮しつゝ可能な限り速やかな返還に努める。」
「生活環境や都市基盤の整備、産業振興、自然環境の保全等に資するよう、地元の跡地利用に関する計画を尊重しつゝその有効利用を図るために諸施策を推進する。」

② 第三次沖縄振興開発計画後期展望

「米軍施設・区域の整理・統合・縮小については SACO 最終報告に盛り込まれた措置について期限を踏まえつつ着実に実施していくため、沖縄県をはじめとする地元関係者の理解と協力を得ながら、

引き続きあらゆる努力を行っていく。
同時に、米軍施設・区域の跡地利用の有効利用を図ること」
から沖縄の振興開発を進めるに当たって重要な課題である。(略)

「地元で跡地利用計画が固められたものについては、速やかに土地区画整理事業や土地改良事業等必要な事業の推進を図る。特に都市地域においては、各種都市機能の整備、産業の新規立地、環境の保全高質な居住空間の創出等に必要な基盤の整備を進める。」
「跡地だけでなく、周辺地域も含めて全体として快適かつ機能的な都市地域の整備が図れるよう、計画的な取組を進め。」

沖縄総合事務局における跡地利用取組の推進体制

「跡地だけではなく、周辺地域も含めて全体として快適かつ機能的な都市地域の整備が図れるよう、計画的な取組を進め。」

沖縄総合事務局においては、沖縄の振興開発推進の立場で、從来から「駐留軍用地跡地等の利用に関する沖縄総合事務局連絡協議会」を設置し、米軍施設・区域の返還に係る跡地利用対策の推進体制の整備を図ってきたところですが、平成八年四月のSACO中間報告を受けて閣議決定された沖縄県における米軍施設・区域に関連する問題の解決促進について」を踏まえ同協議会を発展的に解消し、「普天間飛行場等の返還に係る沖縄

総合事務局連絡協議会」を新設しました。同協議会では、米軍施設・区域の返還に係る跡地利用について各部に設けた相談窓口において、必要な事務の連絡調整を行っています。また、平成九年四月には総務部に「跡地利用対策課」を新設し、跡地利用対策課に連絡調整等を行っています。

沖縄県や関係市町村等からの相談に応じ、必要な事務の連絡調整を行っています。また、平成九年四月には総務部に「跡地利用対策課」を新設し、跡地利用対策課に連絡調整等を行っています。

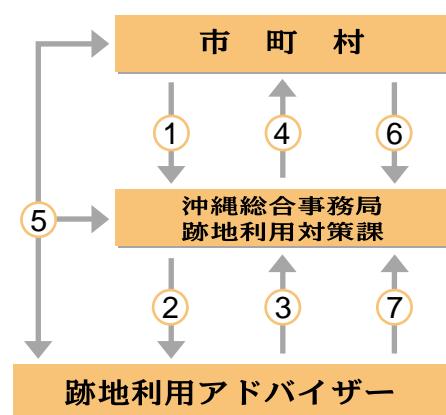
沖縄総合事務局等における跡地利用の取組

① アドバイザー派遣事業

返還跡地の利用により決まり地権者との意向により決まり地権者との連携のもとに進められるものであり、また地権者と市町村との連携のもとに進められるものですが、具体的な土地区画整理事業等の跡地整備事業等を検討する際には、専門的な知識、経験が必要となる場合があります。沖縄総合事務局では、そのような場合等に市町村からの要望によつて、土地区画整理事業等の専門家を派遣し、市町村に助言・指導する「返還跡地利用アドバイザー派遣事業」を実施しています。平成十一年度においては、北中城村及び恩納村で同事業を実施しました。

アドバイザー派遣に係るフロー

- ① 市町村から派遣申込書を跡地利用対策課へ提出。
- ② 派遣申込書に基づき人選後、跡地利用対策課でアドバイザーと日程等の交渉を行う。
- ③ ④ アドバイザーから跡地利用対策課へ承諾の回答があった後、申込市町村へ連絡。
- ⑤ 具体的な日程、詳細なアドバイス内容等を市町村とアドバイザーで直接、調整を行う。決定後、内容を跡地利用対策課へ報告すること。ただし、報告からアドバイスまでは少なくとも1ヶ月の間を置くこと。
- ⑥ ⑦ アドバイス終了後、速やかに(10日以内)、市町村及びアドバイザーはそれぞれ跡地利用対策課あて報告すること。



北中城村

村内に所在する米軍施設・区域に関しては、平成八年三月の日米合同委員会において、「泡瀬」「リゾート」が平成十五年をめどに返還合意され、また同年十一月のJACCO最終報告において、平成十九年をめどに米軍住宅地区を統合することに伴い、ロウワー・プラザ地区の一部（約七㌶）、喜舎場ハウジング地区の一部（約六㌶）の返還が合意されました。現在、村では平成十年十一月に策定した「北中城村軍用地跡地利用基本構想」を踏まえながら、個々の返還時期等も考慮した実効性のある基本計画の策定作業を行っています。とりわけ平成十五年に返還が予定されている泡瀬ゴルフ場の円滑な跡地利用は、村のまちづくりにとって重要な課題であり、また関係地主の返還に係る不安を解消するため、早急に地権者、村民、行政が一体となめて具体的な検討に入る必要がある」とから、村では「軍用地跡地利用フォーラム」の開催を計画し、当局にも支援の要請がありました。村からの支援要請に基づき、当局では「返還跡地利用アドバイザー派遣事業」を活用し、平成十二年一月五日（土）に実施された同フォーラムにて「ティネーター」として沖縄国際大学教授・富川盛武氏、パネリストとして昭和（株）・対馬和彦氏及び当局総務部長・笹本健の

三名を派遣したといい、当田は村内及び近隣市町村から約二五〇名の参加者があり、跡地利用に対する関心の高さをうかがわせました。（当田のフォーラムの様子は平成十一年一月十一日付け琉球新報朝刊に詳しく述べられています。）



軍用地跡地利用フォーラム



ロウワー・プラザ地区（左上）、泡瀬ゴルフ場地区



返還後(施設撤去前)の恩納通信所跡地(恩納村)



施設撤去後の恩納通信所跡地(恩納村)

恩納村

平成七年十一月に返還された恩納通信所の跡地利用について、村では返還前から「恩納通信所跡地利用検討委員会」を設置し、「ゴルフ場区域を主体に、ウェルネス区域、住宅区域からなる跡地利用計画を策定しましたが、返還後に有害物質が検出されたほか、「ゴルフ場区域について、一部の地権者の同意が得られなかつたことから、跡地利用は進んでいない状況です。」このような状況から村は当局に対し状況打開の支援要請を行い、当局では「返還跡地利用アドバイザー派遣事業」により、平成十二年一月、土地区画整理事業等のまちづくりの専門家を

② 跡地利用に関する情報の整理等
跡地利用を円滑に進めるために、返還跡地の面積、過去の跡地利用の事例、土地区画整理事業等の
派遣し、具体的な地権者合意方策、区画整理事業の進め方、円滑な跡地利用について、村担当者に詳しく
細なアドバイスを行いました。



恩納通信所跡地の有害物質撤去作業(恩納村)

③ 返還間近のキャンプ桑江に関する 跡地利用取組への支援

平成八年十一月のSACCO最終報告により北谷町のキャンプ桑江全域(九九ha)が平成十九年度末を目標に返還されることが合意され、そのうち北側地区(四十・五ha)については平成二年の日米合同委員会合意により平成十三年度に先行して返還される予定になっています。

キャンプ桑江地区は、国道五八号沿いの平坦な地域であるため、町としてもこれからまちづくりとして極めて重要な地域であるとの認識から、地権者の理解を得ながら、北谷町振興計画に沿った当該地域の土地利用計画を定めていくこと

跡地利用事業に関する情報等、多岐に渡る関連情報の収集・整理が不可欠です。沖縄総合事務局においては、関係市町村等からの相談に的確に対応するため、平成十年度から跡地利用関連情報をデータベースの形で体系的に整理・蓄積・利用する情報システムの整備を実施しております。

同システムは、米軍施設・区域の概況及び返還跡地の利用状況等、主に文書データから成る「基地・返還跡地データベースシステム」とび地図データから成る「基地・返還跡地GIS」で構成されており、跡地利用対策課内に設置されています。今後は、市町村、民間等との情報の共有化を図る方向で整備を進めます。



キャンプ桑江地区(中央の建物は北谷町庁舎)



キャンプ桑江地区(北谷町)

としています。しかし、約百haの広大な跡地の利用については、返還に係る関係行政機関等の調整事項していくことは相当の困難を伴うものであり、特に平成十三年度に多くの町及び地権者のみで推進していきます。返還予定の北側地区については、返還までの期間が限られていることが返還までの期間が限られています。そこで町からの要請に基づき、関係行政機関による「連絡会議」を設置し、相互に密接な連絡調整を図ることにより、北谷町の取組を支援しています。

返還跡地の地域別整備・利用状況

これまでに返還された駐留軍用地がどのように整備・利用されているかについては、沖縄県が市町村からの報告をまとめた資料があります。それによると、昭和36年から平成11年3月31日までに返還された駐留軍用地は約11,354haでそのうち公共事業により整備された跡地が約3,900ha、返還面積の34.4%を占めています。その他保全地(自然環境保全林、水源涵養林、災害防災林等)が約3,869ha(34.1%)、個人・企業の利用(宅地、ホテル、ゴルフ場等)が約1,706ha(15.0%)等となっており、利活用されていない未利用地(遊休地)が約1,426ha(12.6%)になっています。

市町村名	返還面積	公 共 事 業						個人企業の利用		自衛隊利用		保 全 地		未利用地(遊休地)			
		完 了		実 施 中		計 画 中		小 計		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%
		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%								
北部 計	73,069	16,759	22.9	41	0.1	948	1.3	17,748	24.3	7,581	10.4	299	0.4	36,872	50.5	10,569	14.5
中部 計	23,962	10,691	44.6	2,250	9.4	567	2.4	13,508	56.4	6,498	27.1	568	2.4	1,405	5.9	1,983	8.3
南部 計	16,048	5,442	33.9	1,973	12.3	0	0.0	7,415	46.2	2,973	18.5	3,543	22.1	410	2.6	1,707	10.6
宮古 計	432	309	71.5	0	0.0	0	0.0	309	71.5	5	1.2	118	27.3	0	0.0	0	0.0
八重山計	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	113,536	33,226	29.3	4,264	3.8	1,515	1.3	39,005	34.4	17,057	15.0	4,528	4.0	38,687	34.1	14,259	12.6

注)1 平成11年3月末現在の資料であり、市町村からの報告に基づくものである。

2 返還面積は、昭和36年から平成11年3月31日までに返還された駐留軍用地の累計である。

3 返還面積の中には、米軍への再提供面積は含まれていない。